

変動金利定期預金
(単利型)

令和6年10月現在

商品名 (愛 称)	変動金利定期預金 〈単利型〉
◇販売対象	法人および個人の方。
◇期 間	定型方式 1年、2年、3年 満期日指定方式 1年超3年未満 定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
◇預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上 1円単位
◇払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。
◇利 息	—
(1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	変動金利(預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します) 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 預入日から6ヵ月毎の中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。 中間利払日に支払う利息は預金規定に定めた利率により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
◇税 金	個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります。
◇手 数 料	—
◇付加できる 特約事項	個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 個人のものはマル優の取扱いができます。
◇中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別紙の表4の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息ならびに、解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別紙の表4の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額(中途解約利息)とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。

◇金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へ ご照会ください。
◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
◇その他参考と なる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

預—10

高崎信用金庫

変動金利定期預金
(複利型)

令和6年10月現在

商品名 (愛 称)	変動金利定期預金 〈複利型〉
◇販売対象	個人の方のみ。
◇期 間	3年 預入時の申出により自動継続 (元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
◇預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上 1円単位
◇払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。
◇利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	変動金利(預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、 預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する利率変更 方法により適用利率を変更します) 自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用 します。 満期日以後に一括してお支払いします。 半年毎の複利計算 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の 複利計算
◇税 金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われ る利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
◇手 数 料	_____
◇付加できる 特約事項	自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることが できます。
◇中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、別紙の表4の預入期間に応じた 中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数に より6ヵ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
◇金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へ ご照会ください。
◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括 部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120 -666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出く ださい。

◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
◇その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

預—11

高崎信用金庫